ACSES ニュースレター_２１３２号（2021 年 6 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇東京・板橋の飲食店 炭火で一酸化炭素中毒か 8 人を搬送<新聞報道>
◇三菱自、ドイツに罰金３３億円…排ガス検査「改善不十分」と認定<新聞報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:配線器具(コードリール)で火災等<消費者庁>
・携帯型扇風機の内蔵電池、発火事故相次ぐ…利用者がやけども<新聞報道>
・小学校のプール側溝に猛毒のセアカゴケグモ数十匹　千葉・袖ケ浦<Web 報道>
・国立大学法人鹿児島大学における公的研究費の不正使用に対する措置について<農林水産省>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「令和２年度　石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（速報値)」を公表します<厚生労働省>
・男児死亡、医師 5 人の過失認定　鎮静剤投与、東京女子医大<Web 報道>
・Salute.Lab 株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について<消費者庁>
・電話勧誘販売業者【東京電力エナジーパートナー株式会社】に対する行政処分について<消費者庁>
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・被ばく医療の人材育成　長崎大、研修施設開所<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 有害性指摘の有機フッ素化合物 12 都府県の 21 地点で目標値超え<放送報道>
[4] 令和元年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について<環境省>
[5] 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップについて（令和２年の薬物情勢公表）<厚生労働省>
[6] 医薬品
◇「医薬品医療機器等法に基づく業務停止命令等取扱規則」の制定について<厚生労働省>
[7] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示題 255 号）<官報>
◇酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁告示第 22 号）<官報>
◇フィンランドからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について<農林水産省>
[8] 廃棄物関係
◇ペットボトル 10 万本「削減」　世界に広がる給水アプリ<新聞報道>
[9] 調査、公募、意見募集等
［調査結果］　１件　［統計資料］　３件
[10] その他省庁発表　１件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

合歓木(ネムノキ)

［開催案内］　５件　　［開催記録、報告、資料等］　３件

［付録］

◇「裁量労働制実態調査」の結果を公表します〈厚生労働省〉

◇エアコンと携帯用扇風機が大活躍！でも事故で冷や汗はご勘弁～夏に知っておくべき危険～〈製品評価技術基盤機構〉

◇「扇風機の事故」〈製品評価技術基盤機構〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇東京・板橋の飲食店 炭火で一酸化炭素中毒か 8 人を搬送

＜毎日新聞　2021 年 6 月 25 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210625/k00/00m/040/018000c

24 日午後 7 時 55 分ごろ、東京都板橋区板橋 3 の飲食店から「体調不良を訴えている人がいる」と 119 番があった。警視庁板橋署によると、店内にいた 30～50 代の店員と客の男女 8 人が病院に搬送された。一酸化炭素中毒とみられ、いずれも意識はあるという。店内では炭火を使った調理をしていたといい、同署が詳しい状況を調べている。

現場は都営三田線板橋区役所前駅から北東約 350 メートルの住宅街。

◇三菱自、ドイツに罰金３３億円…排ガス検査「改善不十分」と認定

＜読売新聞　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/economy/20210625-OYT1T50049/

三菱自動車が、欧州で販売していたディーゼル車のエンジンについて、排ガス検査への対応に過失があったことを認め、現地の関連会社と計２５００万ユーロ（約３３億円）の罰金をドイツ当局に支払っていたことが分かった。

ドイツの検察当局は、三菱自が２０１２年以降に登録したディーゼル車の一部エンジンで、検査時に不正に有害物質の排出を減らす装置を使った疑いがあるとして、２０年１月から調査していた。三菱自は社内調査で不正な装置の使用はなかったと主張していた。

三菱自によると、対象となった車は認証時には検査の基準を満たしていた。独フォルクスワーゲン（ＶＷ）による排ガス不正事件を機に検査の内容が厳格化されたため、ドイツの運輸当局と対応を協議していたところ、検察当局から「改善が不十分」と認定され、監督義務を怠ったなどとして、３月下旬に罰金の支払いを命じられた。

検察当局から意図的な不正はなかったことが認められたこともあり、三菱自は過失を認め、罰金を納付したという。

三菱自は欧州で自主改修を行う。対象となる台数は公表していない。日本で対象となる車はないという。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:配線器具(コードリール)で火災等

＜消費者庁　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024746/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210625_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：９件

（うち配線器具（コードリール）１件、カーペット１件、電動アシスト自転車１件、

パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、エアコン（室外機）１件、電子レンジ１件、

ハンモック（自立式）１件、乳幼児用椅子（ゆりかご兼用）１件、リチウム電池内蔵充電器１件）

・携帯型扇風機の内蔵電池、発火事故相次ぐ…利用者がやけども

＜読売新聞　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210625-OYT1T50136/

外出時の暑さ対策として人気の携帯型扇風機で、充電中に出火するなどの事故が相次いでいるとして、独立行政法人「製品評価技術基盤機構」（ＮＩＴＥ）が注意を呼びかけている。

ＮＩＴＥによると、携帯型扇風機の事故は２０１９年度に初めて報告があり、２０年度までの２年間で計３７件だった。内蔵されているリチウムイオン電池が異常発熱して発火したなど、充電中の事故が１４件で最も多く、うち２件で利用者がやけどを負った。使用中の事故は６件。落下などで強い衝撃が加わり、リチウムイオン電池が損傷すると、発煙や発火のおそれがあるという。

ＮＩＴＥは使用に際して、燃えやすいものがない場所で充電することや、持ち運びに注意し、落とすなどした場合は、使用を中止するよう呼びかけている。

エアコンと携帯用扇風機が大活躍！でも事故で冷や汗はご勘弁
～夏に知っておくべき危険～
＜製品評価技術基盤機構　2021 年 6 月 24 日＞

「扇風機の事故」
＜製品評価技術基盤機構　2021 年 6 月 22 日　PS マガジン　Vol.383、6 月 22 日号＞
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2021fy/vol383_210622.html

---→ *末尾［付録］*

・小学校のプール側溝に猛毒のセアカゴケグモ数十匹　千葉・袖ケ浦

＜産経ニュース　2021 年 6 月 24 日＞
https://www.sankei.com/article/20210624-ROHL65MTUZJPPCLQQZROVQ2Q4M/

千葉県袖ケ浦市の市立奈良輪小学校（同市奈良輪）で、特定外来生物に指定されている毒グモのセアカゴケグモが少なくとも数十匹見つかっていたことが２４日、市関係者への取材でわかった。同市内で一度に数十匹のセアカゴケグモが発見されたのは初めてという。

２３日午前、同小の教員がプールの側溝でセアカゴケグモを発見し、市などへ連絡した。同小ではプールの授業が始まっているが、生徒がかまれるなどの被害はなかったという。市は連絡を受けてプールを立ち入り禁止にしており、２５日午後に駆除を行う。

同市内では平成２５年に臨海部の工業地帯でセアカゴケグモが発見され、令和元年には工業地帯以外での生息も確認されていた。

・国立大学法人鹿児島大学における公的研究費の不正使用に対する措置について

＜農林水産省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/210625.html

農林水産省は、国立大学法人鹿児島大学から公的研究費の不正使用に関する報告を受け、当省が交付した補助金が不正使用されていたことを確認しました。このため、鹿児島大学に対し、当該研究費の返還を命じるとともに、不正使用を行った研究者等に対し、本日付で当省所管の公的研究費への応募・参加資格について制限する措置を講じました。

1.事案の経緯

(1) 令和２年９月、国立大学法人鹿児島大学（以下「鹿児島大学」という。）は、公的研究費の不正使用の疑いが発覚したとして、共同研究機関の代表者である国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構へ予備調査結果を報告し、このことについて、同機構から当省へ報告がありました。当省は、鹿児島大学に対し調査委員会を設置して調査を行うよう指示し、6 月 9 日（水曜日）、最終報告書が提出されました。

(2) 最終報告において、出張の実態がないにもかかわらず旅費を受給する不正使用が行われていたことが判明したことから、不正使用された研究費の返還を命じるとともに、応募資格の制限の厳正な措置を講じました。

2. 不正使用の概要

以下の研究補助事業において、研究課題の研究担当者である元教授（窪田　力）が、平成 27 年度に自らの出張の実態がないにもかかわらず、旅費を不正受給していました。

研究補助事業：農林水産業の革新的技術緊急展開事業（うち「産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立」）

研究課題：生殖細胞の新たな凍結保存技術による高付加価値で特徴ある畜種の安定生産技術の開発

交付先：生殖細胞の新規凍結保存技術による畜産業の革新コンソーシアム

共同研究機関への交付額（平成 27 年度）：49,684,875 円

うち鹿児島大学分担額：22,680,728 円

うち不正使用された額：119,720 円

3. 措置の内容

(1) 不正使用額の返還

令和 3 年 6 月、鹿児島大学に対し、不正使用された補助金について、共同研究機関の代表者を通じて不正使用額の返還を命じました。なお、当該不正使用額が納付された後に、その利息金の納付を命じます。

(2) 応募資格の制限

不正使用を行った元教授（窪田　力）の当省の所管する公的研究費への申請及び参加資格について、不正使用額の返還があった翌年度から 10 年間制限します。

また、鹿児島大学における研究課題の研究費の管理者である鹿児島大学学術研究院農水産獣医学系准教授（安藤貴朗）についても善管注意義務違反として、当省の所管する公的研究費への申請及び参加資格について、不正使用額の返還があった翌年度から 2 年間制限します。

(3) 再発防止策

鹿児島大学に対して、今後、このような事態が生ずることがないよう、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(実施基準) に基づき、内部監査の強化や研究者等へのコンプライアンス教育の徹底等を行うよう要請しました。

（参考）　農林水産省における研究活動の不正行為への対応

http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

http://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-10.pdf

---

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**「令和２年度　石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（速報値）」を公表します**

＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wiQdUzDpCnsYxthY

厚生労働省は、このたび、令和２年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の速報値を取りまとめましたので、公表します。

＜概 要＞

■労災保険給付

令和２年度の請求件数は 1,088 件（石綿肺を除く）、支給決定件数は 1,014 件（同）で、請求件数・支給決定件数ともに、昨年度と比べやや減少しました。

石綿による疾病※1で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付の対象となります。

■特別遺族給付金

令和２年度の請求件数は 40 件で、支給決定件数は 20 件でした。

石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効（５年）によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。

１　「労災保険給付」の請求・支給決定状況　【別添表１－１、表１－２、表２、表５、図１、図３－１】

（１）肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

請求件数	1,088 件	(前年度比 116 件、 9.6%減)
支給決定件数	1,014 件	(　　同　　79 件、 7.2%減)

（２）石綿肺　((１）の件数には含まれない）※2

支給決定件数	45 件	(　　同　　７件、13.5%減)

２　「特別遺族給付金」の請求・支給決定状況　【別添表３、表４、表５、図２、図３－２】

請求件数	40 件	(前年度比　３件、 7.0%減)
支給決定件数	20 件	(　　同　　３件、13.0%減)

※１　肺がん、中皮腫、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚。

※２　「石綿肺」は、じん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、
石綿肺と判断したものを抽出し、別途集計している。

■別添　表１－１～４：疾病別・都道府県別の請求・決定状況　表５：業種別の支給決定状況
図１・図２：請求・支給決定状況グラフ　図３：業種別の支給決定状況グラフ

・男児死亡、医師５人の過失認定　鎮静剤投与、東京女子医大

＜共同通信　2021 年６月 24 日＞　https://nordot.app/780638335136301056?c=39546741839462401

東京女子医大病院（東京都新宿区）で 2014 年２月、鎮静剤プロポフォールを投与された後に死亡した男児の孝祐ちゃん＝当時 (2) ＝の両親が、主治医や麻酔科医ら計７人に総額１億８千万円の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は 24 日、うち５人の医師に過失があり、計約６千万円を賠償する義務を負うと認めた。病院側が既に弁済しているとして、両親の請求は棄却した。

男児は集中治療室（ICU）で人工呼吸器を付けており、投与は添付文書で「禁忌」として原則禁じられていた。７人のうち麻酔科医２人は今年１月、投与後の処置を怠ったとして業務上過失致死罪で在宅起訴された。

・Salute.Lab 株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

＜消費者庁　2021 年６月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024440/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_210625_01.pdf

消費者庁は、本日、Ｓａｌｕｔｅ．Ｌａｂ株式会社（以下「Ｓａｌｕｔｅ．　Ｌａｂ」といいます。）に対し、同社が供給する「イオニアカードＰＬＵＳ」 と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委 員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第８条 第１項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

・電話勧誘販売業者【東京電力エナジーパートナー株式会社】に対する行政処分について

＜消費者庁　2021 年６月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024736/

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・被ばく医療の人材育成　長崎大、研修施設開所

＜共同通信　2021 年６月 24 日＞　https://www.47news.jp/news/6437986.html

長崎大は 24 日、原発事故の発生に備えて被ばく医療の人材を育成する「被ばく医療総合研修センター」を開設した。河野茂(こうの・しげる)学長は開所式で「平時から関係自治体や医療機関と緊密に連携し、実効性のある原子力災害医療体制の構築に貢献したい」と述べた。災害時には高度診療と、拠点病院などを支援する。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19532.html
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年6月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19530.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年６月 27 日版）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19531.html

---

◇コロナ感染、37%に後遺症　英調査、12 週間以上継続

＜共同通信　2021 年 6 月 25 日＞　https://nordot.app/780925475791192064?c=395467418394624 01

英政府などは 24 日、新型コロナウイルス感染症に関する大規模調査の結果を発表し、息切れや疲労感などの症状が 12 週間以上続いた人が調査対象者の 37.7%に上ったことを明らかにした。体調不良が長く続く状態は「コロナ後遺症」とも言われ、罹患する割合は高齢になるにつれて上昇した。

調査は英政府の出資により、英国の大学などが昨年 9 月から今年 2 月に南部イングランドで実施。18 歳以上で感染後に発症した約 7 万 6 千人の自己申告を基に分析した。

具体的な症状は疲労感や筋肉痛、日常生活に影響を及ぼすほどの息切れや胸の圧迫感など。

[対策・予防]

◇新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品の表示に関する改善要請及び一般消費者等への注意喚起について

＜消費者庁　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024546/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_210625_02.pdf

消費者庁は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に乗じ、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品に対し、緊急的措置として、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から表示の適正化について改善要請（別紙１）を行うとともに、ＳＮＳ等を通じて一般消費者等への注意喚起（別紙２及び別紙３）を行いました。

新型コロナウイルスについては、その性状特性が必ずしも明らかではなく、かつ、民間施設における試験等の実施も困難な状況にあります。また、一部の大学等の研究機関において、食品成分により新型コロナウイルスの不活化を実証したとする研究結果が報告されておりますが、いずれも試験管内での実験結果であり、当該食品成分を含む特定の健康食品を摂取することによる新型コロナウイルス感染や重症化の予防効果が実証されているものではありません。

このような現状において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品については、現段階においては客観性及び合理性を欠くものであると考えられ、一般消費者の商品選択に著しく誤認を与えるものとして、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の規定に違反するおそれが高いものと考えられます。

そこで、消費者庁では、今般の緊急事態宣言が発出された令和３年４月以降、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品の表示について、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から緊急監視を実施しているところです。

現在までのところ、インターネット広告において健康食品の販売をしている 43 事業者による 49 商品について、一般消費者が当該商品の効果について著しく優良等であるものと誤認し、新型コロナウイルスの感染予防について誤った対応をしてしまうことを防止する観点から、当該表示を行っている事業者等に対し、改善要請を行いました。

また、改善要請の対象となった事業者がオンライン・ショッピングモールに出店している場合には、当該ショッピングモール運営事業者に対しても情報提供を行いました。

消費者庁では、引き続き、不当表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいりま

す。
＜別紙１＞

商品区分	表示されていた効果等
いわゆる健康食品 （カプセル、錠剤、粉末等） 【43 事業者 49 商品】	・コロナウイルス感染症患者の死因となる重篤な急性呼吸器症候群、肺炎を治すための既存の有効な方法として、ビタミンＣの使用は臨床的にも実証 ・１日３ｇのビタミンＣが新型コロナ予防に効果的 ・ビタミンＤでコロナ予防、〇〇サプリがお勧め！ ・柿渋含有飴において 新型コロナウイルスの不活化を実証 ・「柿渋でコロナ無害化」〇〇大学が発表 ・柿タンニン×茶カテキンの抗ウイルス力に着目！実験で柿タンニンと茶カテキンが、それぞれ新型コロナウイルスを不活性化する効果を確認 ・コロナ対策に！チャーガ茶、世界的な研究施設が「新型コロナに効く」と認めたキノコ ・コロナに負けるな！チャーガ茶で免疫力ＵＰ ・新型コロナウイルスを予防する効果的な対策は、チャーガ茶を飲むだけ ・チャーガ茶、コロナに負けない抗酸化作用で免疫アップ、アガリクスの２３倍の抗酸化作用 ・新型コロナウイルスの増殖を抑制する５－ＡＬＡ（５－アミノレブリン酸） ・〇〇大学が５－ＡＬＡ（５－アミノレブリン酸）による新型コロナウイルス感染症原因ウイルスの増殖を阻害するとの研究結果を発表 ・〇〇大学から、最新の新型コロナの現状を踏まえた科学的根拠のあるラクトフェリン摂取の推奨がなされています ・新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス対策に「月桃抽出液」をお勧めです！

＜別紙２＞
消費者庁ツイッター、フェイスブック
「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」公式 LINE
〇「新型コロナウイルス予防に効果あり」等の広告表示に注意！！
消費者庁は、新型コロナウイルスの予防効果を標ぼうする健康食品の不当表示に対する監視指導を実施しています。**新型コロナウイルス予防に根拠のあるサプリメントや特定の食品はありません**ので御注意ください。
ツイッター https://twitter.com/caa_shohishacho
フェイスブック https://www.facebook.com/caa.shohishacho
「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」公式 LINE LINE ID：@line_caa
＜参考情報＞
〇健康食品の安全性・有効性情報
感染予防によいと話題になっている食品・素材について
https://hfnet.nibiohn.go.jp/notes/detail.php?no=2142

◇「新型コロナワクチン詐欺　消費者ホットライン」の受付状況について（3）
－ワクチンの接種に関連した連絡だからといって安易に対応するのは危険！！－
＜国民生活センター　2021 年 6 月 25 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210625_1.html
　国民生活センターでは、新型コロナワクチンの接種に便乗した消費者トラブルや悪質商法（ワクチン詐欺）に関する相談を受け付けるため、令和３年２月 15 日（月曜）より「新型コロナワクチン詐欺　消費者ホットライン」を開設しています。

「新型コロナワクチン詐欺　消費者ホットライン」には引き続き自治体や公的機関の職員をかたった電話や、ワクチンの接種に便乗した不審なショートメッセージ（以下「SMS」）が届いている事例がみられます。また、ワクチン接種の予約後などに、自治体名を名乗る連絡があると接種に関する連絡と思い、不意の電話や訪問に対応してしまう場合もあります。そこで、今後の被害発生の防止のため、相談事例と消費者へのアドバイスを紹介します。

ワクチン詐欺が疑われる相談事例

大規模接種会場の予約情報を尋ねる不審な電話がかかってきた

「ワクチン受付中」という内容の SMS が届いた

ウェブサイトでワクチン接種を申し込んだが、不審なサイトだったのではないか

消費者へのアドバイス

アドバイス

ワクチン接種に関連した電話や SMS などには注意が必要です

　不意の電話や訪問に対しては、公的機関が広報誌やウェブサイトなどで公表している問い合わせ先を確認したうえで、消費者から連絡をすることが有効です。

　また、知らない番号からの SMS に記載されている URL のリンク先は、詐欺的なサイトにつながる可能性があるので、タップ（クリック）しないでください

新型コロナワクチンの接種は無料です。国や自治体が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話やメール等で求めることはありません

少しでも「おかしいな？」、「怪しいな？」と思ったり、不安な場合はご相談ください

新型コロナワクチン詐欺　消費者ホットライン

「新型コロナワクチン詐欺　消費者ホットライン」をご利用ください

電話番号

フリーダイヤル：**0120-797-188　（なくな　いやや）**

◇<u>省庁発表</u>

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等

＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jwFSyjxEmMBEUBY

・新型コロナウイルスに関する Q&A（労働者の方向け）を更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jwFSyjxEmMBFEBY

・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）を更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jwFSyjxEmMBFABY

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・新型コロナワクチン 職域接種受け付け一時休止 再開めど立たず

＜NHK　2021 年 6 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210626/k10013104541000.html

・職域接種の受付休止　「申請済み大学は打てるよう配慮」

＜朝日新聞　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6T5WVWP6TUTILOOM.html

・長期化不可避、打ち切りも

＜共同通信　2021 年 6 月 25 日＞　https://nordot.app/781057849726500864?c=39546741839462401

・ワクチン接種ミス 139 件確認 使用済み注射器使用など 厚労省

＜NHK　2021 年 6 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210627/k10013105981000.html

・「ワクチンが卵巣に蓄積、不妊の原因に」は誤り。「一生妊娠できなくなる」と YouTube 動画も拡散、若い女性

に影響か
＜BuzzFeed JAPAN　2021 年 6 月 26 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/787a18e4c2da83405b52269dca0ec6cdd79d3b2d

・塩野義の国産ワクチン　年明け６千万人分供給可能
＜産経ニュース　2021 年 6 月 26 日＞
https://www.sankei.com/article/20210626-YDYNH6WAJFJ3VBPJRBRWHBXNLY/

◇大学等関係
・申請未了の大学「できる限り配慮」　ワクチン接種休止で―萩生田文科相
＜時事通信　2021 年 6 月 25 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2583245
　萩生田光一文部科学相は２５日の閣議後記者会見で、大学を会場とした新型コロナウイルスワクチンの職域接種について、２４日正午時点で３６３大学から相談があり、申請を終えたのは２８８大学だと明らかにした。
　政府はワクチン不足を理由に、同日午後５時で職域接種の申請を一時休止する。申請未了の７５大学について、萩生田氏は「できる限り配慮できるよう努力したい」と述べた。

◇マスコミ報道　見出し
・イスラエル インド型（デルタ株）拡大で再び屋内マスク義務化
＜NHK　2021 年 6 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210626/k10013104801000.html
・アイスランドがコロナ規制撤廃　封じ込め成功
＜時事ドットコム　2021 年 6 月 26 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021062600255&g=int
---

・２万年前に東アジアで流行　コロナウイルス、遺伝子に痕跡―豪米研究チーム
＜時事ドットコム　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021062500050&g=soc
　日本や中国など東アジアに住む人々の祖先は、２万５０００～２万年前にコロナウイルスの流行を経験しており、４２種類の遺伝子に痕跡が残るとみられると、オーストラリアのクイーンズランド工科大や米アリゾナ大などの研究チームが発表した。世界の人々の全遺伝情報（ゲノム）を解析し、遺伝子の個人差などを公開している「国際１０００人ゲノムプロジェクト」のデータを調べた成果で、論文は２４日付の米科学誌カレント・バイオロジー電子版に掲載された。
　４２遺伝子には、ウイルスが人の細胞に感染して増殖しやすくなるよう変えられてしまった遺伝子と、反対に人間側が免疫などを強化して対抗するために変えた遺伝子がある。このうち４種類は新型コロナ治療薬や新薬候補の標的になっており、他の遺伝子も新薬開発に役立つ可能性があるという。
　一方、日中とモンゴル、朝鮮半島、台湾の人々の遺伝子にこうした痕跡が残ることが、欧米に比べて新型コロナ流行が抑制される要因であるかについて、研究チームは生活習慣や保健医療などの影響の方がはるかに大きいとして、否定的な見方を示した。
　ただ、研究チームによると、新型コロナウイルスのほか、２００２～０３年に中国から世界に流行が広がった重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）のコロナウイルスの仲間は約２万３０００年前に出現したと推定され、東アジアでの流行時期とほぼ一致する。ウイルスは単独では増殖したり進化したりできないため、流行して増殖と変異を繰り返すことで出現した可能性が考えられる。
****

[3] 有害性指摘の有機フッ素化合物 12 都府県の 21 地点で目標値超え
＜NHK　2021 年 6 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210627/k10013106091000.html
有害性が指摘されている有機フッ素化合物について、環境省が全国の河川や地下水などの濃度を調べた結果、12 都府県の 21 地点で水質管理の暫定的な目標値を超えていることがわかり、付近の住民に地下水などを飲まないよう注意を促しています。
かつて泡消火剤などに使われていた有機フッ素化合物の「PFOS」や「PFOA」は、有害性が指摘されたことから、

日本を含め、世界的に製造や使用を規制する動きが広がっています。
しかし、過去に製造されていた場所などでは、いまも高い濃度で残存している可能性があることから、環境省は、全国の河川や地下水などで調査を行っていて、昨年度、143 地点を調べた結果、12 都府県の 21 地点で、水質管理の暫定的な目標値を超えていたということです。
暫定的な目標値は、水 1 リットル当たり 50 ナノグラムで、最も濃度が高かった大阪市の地下水は、1 リットル当たり 5500 ナノグラムで、目標値の 110 倍でした。
このほか濃度が高かったのは、いずれも 1 リットル当たりで、神奈川県綾瀬市の地下水が 1300 ナノグラム、沖縄県嘉手納町の湧き水が 1100 ナノグラムなどとなっています。
いずれも、飲料用の水としては使われていないということですが、環境省は近くの住民に地下水などを飲まないよう注意を促しています。

令和２年度有機フッ素化合物全国存在状況把握調査の結果について
＜環境省　2021 年 6 月 22 日＞　http://www.env.go.jp/press/109708.html

＜ACSES-NL_2129_20210624　　に掲載＞

****

[4] 令和元年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について
＜環境省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109721.html
環境省では、毎年度、都道府県等を対象に、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の施行状況等について調査を実施しています。今般、令和元年度の当該調査の結果について取りまとめましたので公表します。
令和元年度に法に基づく土壌汚染状況調査結果が報告された件数は 1,257 件でした。調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準を超過し、要措置区域等に指定された件数は 491 件であり、平成 22 年４月からの累計で 4,712 件となりました。
１．調査目的
本調査では、法第 56 条第１項に基づき法の施行状況並びに都道府県及び法第 64 条に基づき政令で定める市（以下「政令市」という。）が把握している土壌汚染事例を把握し整理することにより、土壌汚染調査・対策の現状について公表するとともに、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料として取りまとめることを目的としています。
２．調査対象
全国の 47 都道府県と 111 政令市を対象としました。
３．調査内容
平成 31 年４月１日（平成 29 年改正法による第二段階施行後）から令和２年３月 31 日までの間に、法第３条、第４条、第５条及び第 14 条並びに汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号。以下「処理業省令」という。）第 13 条に基づく土壌汚染状況調査を実施した事例や区域指定の状況等について報告を求めました。
４．結果概要
都道府県と政令市では、法に基づき、土地の所有者等が土壌汚染状況調査によって把握した土壌汚染の状況について、区域指定を行うことで土壌汚染の適正な管理を行っています。
令和元年度に法に基づく土壌汚染状況調査結果が報告された件数は 1,257 件（前年度 1,051 件）でした。法第３条の調査結果報告件数（510 件）は、法第３条第８項（※）が平成 29 年改正法により新たに創設（平成 31 年４月施行）されたことから、前年度（243 件）に比べて増加しました。
調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準を超過し、要措置区域に指定された件数は 52 件（前年度 70 件）、形質変更時要届出区域に指定された件数は 439 件（前年度 387 件）、合計で 491 件（前年度 457 件）でした。
（※）法第３条第１項ただし書に基づき、土壌汚染状況調査が一時的に免除されている土地において土地の形質の変更をするときに、都道府県知事から命じられる土壌汚染状況調査結果の報告を規定
（１）法に基づく調査結果報告件数

法第３条	法第４条	法第５条	法第 14 条	処理業省令第 13 条	計
510　(4,277)	502　(2,253)	0　(6)	243　(3,087)	2　(4)	1,257 (9,627)

注１）カッコ内は法施行（平成 15 年２月 15 日）からの累計。
注２）法第３条調査は、有害物質使用特定施設の使用の廃止時に行われる調査（令和元年度より法第３条第８項に基づく調査結果報告を含む。）。
注３）法第４条調査は、一定規模以上の土地の形質の変更時であって、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認める時等に行われる調査（平成 30 年度より法第４条第２項に基づく調査結果報告を含む。）。
注４）法第５条調査は、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認める時に行われる調査。
注５）法第 14 条調査は、区域の指定を申請するために行われる自主的な調査。
注６）処理業省令第 13 条調査は、汚染土壌処理施設の廃止又は許可が取り消された時に行われる措置としての調査。

（２）区域指定件数

要措置区域	形質変更時要届出区域	計
52　(712)	439　(4,000)	491 (4,712)

注１）カッコ内は、要措置区域及び形質変更時要届出区域を新たに規定した改正法が施行された平成 22 年４月１日からの累計（汚染の除去等の措置を講じたことにより、区域指定が解除されたものを含む。）。
注２）要措置区域は、土壌汚染の摂取経路があり、人の健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域。
注３）形質変更時要届出区域は、土壌汚染の摂取経路がなく、人の健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域。
■本調査結果の詳細については、環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/water/dojo/chosa.html）に掲載しています。
添付資料
令和元年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果
https://www.env.go.jp/press/post_5599/116436.pdf
****

[5] 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップについて（令和２年の薬物情勢公表）

＜厚生労働省　2021 年６月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Jd5Hn_4S2aYHtj23Y

本日、関係閣僚で構成される薬物乱用対策推進会議は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップをとりまとめましたので、お知らせいたします。

報道発表資料
https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000797491.pdf

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップを公表しました
～大麻事犯の検挙人員が過去最多。６割以上が30 歳未満～

本日、厚生労働大臣を議長とし、関係閣僚で構成される薬物乱用対策推進会議※１は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップ※２を公表しました。同時に、令和２年のわが国の薬物情勢にかかる統計指標※３を集計し、公表しました。

これは、平成30年8月に同会議で策定した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の５つの目標（別添１参照）に関してフォローアップを行い、その状況や結果を取りまとめたものです。

厚生労働省では、今後も政府と一体になり、総合的な薬物対策を実施していきます。

【令和２年の主な薬物情勢】

①大麻事犯の検挙人員が７年連続で増加して過去最多を更新し、「大麻乱用期」とも言える状況となった。 ②大麻事犯の検挙人員の６割以上が30歳未満であり、若年層における乱用拡大が顕著であった。 ③特に、20歳未満の検挙人員は899名であり、７年前の82名と比較して、11.0倍と顕著な増加が見られた。

※１　薬物乱用対策推進会議
　　議長の厚生労働大臣（平成29 年４月～）を始めとし、関係各府省庁（副議長：国家公安委員長、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣ほか構成員５名の計11 名の大臣）から構成されている。

※２，３　厚生労働省ホームページ内「薬物乱用対策」に掲載
　　(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/index.html)

別添１　　「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要
別添２　　統計指標
別添３　　統計グラフ

****

[6] ***<u>医薬品等</u>***

◇<u>「医薬品医療機器等法に基づく業務停止命令等取扱規則」の制定について</u>

＜厚生労働省　2021 年６月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7AozfR7HJFU26HZY

近年、医薬品等製造販売業者及び製造業者等による、悪質な医薬品医療機器等法違反事例が発生していることに鑑み、再発防止の観点から業務停止命令等の行政処分を行う際に用いていた処分基準（旧基準）を見直し、行政処分に係る基準として新たに「医薬品医療機器等法に基づく業務停止命令等取扱規則」を制定いたしましたので、その概要についてお知らせいたします。

****

[7] ***<u>食品安全衛生関係</u>***

◇<u>食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示題 255 号）</u>

　　［官報］　令和３年６月 25 日　号外　第 143 号　168～173 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210625/20210625g00143/20210625g001430168f.html

○厚生労働省告示第 255 号

　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するシフルメトフェンの量の限度並びに米に残留するチアジニルの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

　令和３年６月 25 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

第１　食品
　Ａ　食品一般の成分規格
　　１～５　（略）
　　６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⒁までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

　　⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１種	第２種	第３種
（略）		
ジクロルボス及びナレド（総和をいう。）	（略）	（略）
ジクロロイソシアヌル酸	牛の筋肉 豚の筋肉	0.8ppm 0.8ppm

┅以下、規格基準の改正された物質の名称のみ記載　＜ACSES 事務局＞┅

シフルメトフェン
（略）
チアジニル
（略）
チアンフェニコール
チエンカルバソンメチル　（新設）
⑵～(34)　（略）
７　６に定めるもののほか、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2) の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3) から (7) までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。
⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度
（略）
（削る）　イソシアヌル酸
⑵～⑺　（略）
８～12　（略）

◇酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁告示第 22 号）

［官報］　令和３年６月 25 日　本紙　第 521 号　２頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210625/20210625h00521/20210625h005210002f.html

○国税庁告示第 22 号

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第十三条第八項第三号の規定に基づき、酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成九年国税庁告示第五号）の一部を次のように改正し、令和三年六月二十五日から適用する。

令和３年６月 25 日　　国税庁長官　　可部　哲生

次の表により、改正前欄に掲げる規定をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定に改める。

改　正　後		改　正　前	
酒類の品目	混和することができる物品	酒類の品目	混和することができる物品
全酒類	［略］	全酒類	［略］
みりん	［略］	みりん	［略］
ビール又は発泡酒	［略］	ビール又は発泡酒	［略］

果実酒及び甘味果実酒	ベクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、β－グルカナーゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、キチングルｃｈｉｔｏｓａｎ、ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体、カゼインカリウム、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、二酸化硫黄、アルゴン、ＤＬ－酒石酸水素カリウム、Ｌ－酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、リゾチーム、二炭酸ジメチル又はＬ－酒石酸カリウム	果実酒及び甘味果実酒	ベクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、β－グルカナーゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、キチングルｃｈｉｔｏｓａｎ、ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、二酸化硫黄、アルゴン、ＤＬ－酒石酸水素カリウム、Ｌ－酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、リゾチーム、二炭酸ジメチル又はＬ－酒石酸カリウム
［(注)　１～５略］		［(注)　１～５略］	

備考表中の傍線部分は改正部分であり、［　］の記載は注記である。

◇フィンランドからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

＜農林水産省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210625.html

農林水産省は、今般、フィンランドにおける鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、フィンランドからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。

****

［7］*廃棄物関係*

◇ペットボトル 10 万本「削減」　世界に広がる給水アプリ

＜朝日新聞　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6S4HYQP6QULEI00F.html

安心して飲める水道水があるのに、なぜペットボトルの水を買うのだろう。給水できる場所があれば、プラスチックゴミを減らせるのでは――。

そんな素朴な疑問から、水筒に無料で給水できる場所をスマートフォンで探せるアプリが誕生した。「脱プラ」を目指す思いの輪は広がり、小さな家族経営の店から世界的な有名ブランドまで参加。東京都内では約 2700 カ所が登録されている。

環境にも財布にも優しい取り組みに、水筒を持ち歩くモチベーションも上がりそうだ。

アプリの名は「mymizu（マイみず）」。「マイバッグ」や「マイボトル」をヒントに、気軽に外で給水してほしいという願いをこめて名付けられた。

アプリを開くと、地図上でカフェやホテル、公園など無料で給水できる場所が表示される。ユーザーは水筒を持っていくだけ。給水器が設置されている所もあれば、店員が水を注いでくれる所もある。

開発のきっかけは衝撃の光景

開発したのは、国内外の社会問題や環境問題の解決に取り組む一般社団法人「Social　Innovation　Japan」（東京都）共同設立者のルイス・ロビン・敬さん（32）だ。

きっかけは数年前、旅行で沖…

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[調査結果]

◇「裁量労働制実態調査」の結果を公表します

＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_wSceUDPqCXgbxRtY

厚生労働省では、このほど、「裁量労働制実態調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

----→ *末尾［付録］*

[統計資料]

◇令和二年国勢調査の人口速報集計による令和二年十月一日現在の全国の人口並びに都道府県別及び市区町村別の人口に関する件（総務省告示第 207 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 25 日　号外　第 143 号　133～147 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210625/20210625g00143/20210625g001430133f.html

・日本の総人口、1 億 2622 万人　86 万人減、世界 11 位に後退

＜共同通信　2021 年 6 月 25 日＞　https://nordot.app/780938434221178880

総務省は 25 日、国勢調査の速報値を発表した。2020 年 10 月 1 日時点の外国人を含む日本の総人口は 1 億 2622 万 6568 人で、15 年の前回調査から約 86 万 8 千人減った。減少率は 0.7%。国連推計によると日本の人口は世界で 11 番目となり、比較可能な 1950 年以降、初めて上位 10 カ国に入らなかった。地域別に見ると 38 道府県で人口が減る一方、東京圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）は 80 万 8 千人増え、人口偏在も進んだ。

総人口は 15 年に国勢調査として初の減少を記録。減少率は 0.8%だった。今回は外国人の増加などで、減少率はわずかに改善した。

◇最近の医療費の動向-MEDIAS-令和 2 年度 2 月

＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yTKqT3b5nhPWXhlbY

◇最近の調剤医療費（電算処理分）の動向 令和 2 年度 2 月号

＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Jd5Go5oVcv86svS3Y

****

[11] ***その他省庁発表***

◇油濁防止管理者養成講習の実施について（北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局）

［官報］　令和 3 年 6 月 25 日　本紙　第 521 号　8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210625/20210625h00521/20210625h005210008f.html

****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会　医薬品等安全対策部会を開催します　　7 月 9 日

＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jwFSyjxEmMBEoBY

＜審議事項＞

議題１．一般用医薬品のリスク区分について

＜報告事項＞

議題２．医薬品等の市販後安全対策について

議題３．医薬品等の副作用等報告の状況について
議題４．医薬品の感染症定期報告の状況について
議題５．医薬品等の回収報告の状況について
議題６．その他

・中央環境審議会環境保健部会（第４６回）の開催について　　７月５日
＜環境省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109704.html
第五次環境基本計画の点検報告書（案）について　等

・世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会（第 6 回）
7 月 1 日
＜経済産業省　2021 年 6 月 25 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/40806
中間整理に向けた議論

・地域連携プラットフォーム等の構築促進に向けたシンポジウム「大学の力を活用した地方創生に向けて」の開催（オンライン開催）について　　7 月 13 日
＜文部科学省　2021 年 6 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af42ac2i7xpspabI
(2) 取組事例の発表
(3) 各界からのメッセージ
(4) 事例発表者によるパネルディスカッション

・「地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段のガイドライン策定等に係る検討会」の開催
6 月 30 日
＜総務省消防庁　2021 年 6 月 25 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/4353cb6be93a70bc47ba53793d1fc844851e30f9.pdf
地上デジタル放送波を活用する新しい災害情報伝達手段の円滑な社会実装に向けて、市町村にお ける導入・整備に向けた技術ガイドラインを策定するため、「地上デジタル放送波を活用した災害 情報伝達手段のガイドライン策定等に係る検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
主な検討項目
・地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段に係る実証
・地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段、防災行政無線等や携帯電話網等を活用した同報系システムの耐災害性等に関する検討
・技術ガイドラインの検討

[開催記録、報告、資料等]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）資料
6 月 25 日
＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9hApZwTdPk8tP-xY
１．ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の食品衛生上の取扱いについて（まとめ）
２．その他

・新型コロナワクチン接種証明書発行手続　第１回自治体向け説明会　資料　　6 月 25 日
＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-hwlawjRMkMhMaBY
（１）接種証明書発行手続の概要
（２）手続の流れ
（３）VRS 未登録者への対応
（４）よくある質問
（５）今後の予定

・第７回　裁量労働制実態調査に関する専門家検討会（資料）　　6 月 25 日
＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wiQdUzDpCnsZC5hY

****

[付録]

◇「裁量労働制実態調査」の結果を公表します　　上記 [9] 関係

＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_wSceUDPqCXgbxRtY

厚生労働省では、このほど、「裁量労働制実態調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

「裁量労働制実態調査」は、裁量労働制の制度の趣旨に適った対象業務の範囲や働く方の裁量と健康を確保する方策等についての検討に資するため、専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態や裁量労働制の適用・非適用による労働時間の差異等を把握することを目的としたものです。

この調査の対象は、①全国の裁量労働制が適用されている事業場 11,750 か所（適用事業場調査）、②全国の裁量労働制が適用されていない事業場（注）15,499 か所（非適用事業場調査）、③①の事業場において裁量労働制が適用されている労働者 104,985 人（適用労働者調査）、④②の事業場において裁量労働制が適用される業務に相当する対象業務に従事する労働者 104,375 人（非適用労働者調査）で、令和元年 10 月 31 日現在の状況等について同年 11 月～12 月に調査を行い、適用事業場 6,489 か所、非適用事業場 7,746 か所、適用労働者 47,390 人及び非適用労働者 40,714 人から有効回答を得ました。

厚生労働省は、今回の調査結果を踏まえ、今後、裁量労働制のあり方について検討していきます。

※注　事業所母集団データベース（平成 29 年次フレーム）における適用事業場を除く常用労働者５人以上の民営事業場であって、裁量労働制対象業務従事労働者がいると確認された事業場の中から、適用事業場の地域・業種・労働者規模の構成を踏まえて無作為に抽出

調査結果のポイント

① 適用事業場調査

（１）適用労働者がいる適用事業場における１か月の労働時間の状況の平均（１人当たり）は 171 時間 36 分、１日の労働時間の状況の平均は８時間 44 分（注１）、１か月の労働日数の平均（１人当たり）は 19.64 日である。【18 頁・表１－７－２】

（２）裁量労働制に対する意見別事業場割合は、専門型裁量労働制の適用労働者がいる適用事業場においては、「特に意見はない」（39.5%）が最も高く、次いで、「今のままでよい」（37.9%）、「制度を見直すべき」（15.8%）である。企画型裁量労働制の適用労働者がいる適用事業場においては、「制度を見直すべき」（39.7%）が最も高く、次いで、「今のままでよい」（33.9%）、「特に意見はない」（23.8%）である。【32 頁・図１-17-１】

② 非適用事業場調査

（１）非適用事業場における１か月の労働時間の平均（１人当たり）は 169 時間 21 分、１日の労働時間の平均は８時間 25 分（注１）、１か月の労働日数の平均（１人当たり）は 20.12 日である。【46 頁・表２－６－２】

（２）裁量労働制に対する意見別事業場割合は、専門型裁量労働制対象業務従事労働者がいる非適用事業場においては、「特に意見はない」（55.1%）が最も高く、次いで、「分からない」（19.3%）、「今のままでよい」（15.7%）である。企画型裁量労働制対象業務従事労働者がいる非適用事業場においては、「特に意見はない」（51.9%）が最も高く、次いで、「分からない」（19.0%）、「今のままでよい」（17.5%）である。【50 頁・図２－９－１】

③ 適用労働者調査

（１）適用労働者における１週間の平均労働時間数は45時間18分、１日の平均労働時間数は９時間０分（注１）、１週間の平均労働日数は 5.03 日である（注２）。【58 頁・表３－２－２】

（２）適用労働者における健康状態の認識状況別労働者割合は、「よい」（32.2%）が最も高く、次いで、「ふつう」（29.4%）である。【63 頁・図３－７－１】

（３）適用労働者における裁量労働制が適用されていることに対する満足度別労働者割合は「満足している」（41.8%）が最も高く、次いで、「やや満足している」（38.6%）である。【73 頁・図３-18-１】

（４）裁量労働制に対する意見別労働者割合は、専門型裁量労働制の適用労働者では、「今のままでよい」（33.0%）が最も高く、次いで、「特に意見はない」（28.8%）、「制度を見直すべき」（28.3%）である。企画型裁量労働制の適用労働者では、「今のままでよい」（41.0%）が最も高く、次いで、「特に意見はない」（26.4%）、「制度を見直すべき」（26.0%）である。【75 頁・図３-19-１】

④ 非適用労働者調査

（１）非適用労働者における１週間の平均労働時間数は 43 時間２分、１日の平均労働時間数は８時間 39 分（注１）、１週間の平均労働日数は 4.97 日である（注２）。【83 頁・表４－２－２】
（２）非適用労働者における健康状態の認識状況別労働者割合は、「ふつう」（33.8％）が最も高く、次いで、「よい」（30.0％）である。【86 頁・図４－６－１】
（３）裁量労働制に対する意見別労働者割合は、専門型裁量労働制対象業務従事労働者では、「特に意見はない」（35.0％）が最も高く、次いで、「制度を見直すべき」（25.2％）、「今のままでよい」（19.7％）である。企画型裁量労働制対象業務従事労働者では、「特に意見はない」（34.7％）が最も高く、次いで、「制度を見直すべき」（23.8％）、「今のままでよい」（21.4％）である。【93 頁・図４-13-１】
※注１：労働日数加重平均により算出した値
※注２：労働者調査における１週間の平均労働時間数、１日の平均労働時間数及び１週間の平均労働日数については、１週間に実際に働いた労働時間の合計を１時間単位で回答した調査票のみを集計しているもの。

・裁量労働制実態調査
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7AozfR7HJFU3I7ZY

◇エアコンと携帯用扇風機が大活躍！でも事故で冷や汗はご勘弁　　*上記 [1] 関係*
～夏に知っておくべき危険～
＜製品評価技術基盤機構　2021 年６月 24 日＞
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs210624.html
気温が一気に上がり、エアコン※1を使う機会も急上昇です。毎年７月はエアコンの火災事故が多く発生する傾向があります。特にコロナ禍でおうち時間が増えたことで、家庭用エアコンの需要が高まっています。NITE(ナイト)に通知された製品事故情報※2において、2020 年度のエアコンの火災事故は 2019 年度に比べて 17%増※3となっており、今後もエアコンの使用機会の増加とともに事故の増加が予想されることから、注意喚起します。2016 年度から 2020 年度の５年間に NITE(ナイト)に通知された製品事故情報において、エアコンの事故は 268 件（火災事故※4247 件）あり、そのうち５件が死亡事故です。製品の不具合のほか、電源コードの不正な加工や、誤った方法での洗浄などによる事故が毎年発生しています。エアコンに異常がないかを確認し、事故を未然に防ぎましょう。
また、外出時等の暑さ対策として、近年、リチウムイオンバッテリー（以下「LiB」という。）を内蔵した、手軽に持ち運びできる携帯用扇風機※5が流行しています。NITE には 2019 年度に初めて製品の不具合による事故の報告がなされ、また、火災事故も発生しているため、その取り扱いには注意が必要です。製品が不要となった際に一般ごみとして廃棄すると、ごみ収集車やごみ処理場などで発火するおそれがあります。今後、買い替え需要や流行後の大量廃棄も懸念されることから、夏場を迎えるに当たり、エアコンと併せて注意喚起を行います。
エアコン、LiB 内蔵の携帯用扇風機のリコール対象製品では事故も発生しているため、お持ちの製品がリコール対象かどうかを確認してください。
■エアコンの気を付けるポイント
○使用開始前に試運転と点検を行ってください。
○エアコンの内部洗浄をする際は正しい知識を持った業者に依頼してください。購入先である販売店、メーカーのサービス窓口などに相談してください。
■LiB 内蔵の携帯用扇風機の気を付けるポイント
○落とすなど強い衝撃を与えない、日の当たる車内など高温となる場所に放置しない、雨水や海水、飲み物など水がかからないようにするなど、取り扱いに注意してください。
○携帯用扇風機に限らず LiB が搭載されている製品を廃棄する場合は、分別方法など自治体の指示を確認してその指示に従ってください。
（※1）　ルームエアコン（室外機、室内機）。
（※2）　消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故（ヒヤリハット情報（被害なし）を含む）。

（※3）　原因調査中の案件を含む。
（※4）　火災事故は焼損事故（出火したが家屋などに延焼していない事故）を含む。
（※5）　本資料では、USB 接続で充電し、持ち運び可能な、LiB 搭載の扇風機を携帯用扇風機としています。（ファンの見えないものを含む）
発表資料
（ポスター）携帯用扇風機を捨てる際の注意点
https://www.nite.go.jp/data/000126643.pdf

◇「扇風機の事故」　　上記　[1] 関係

＜製品評価技術基盤機構　2021 年 6 月 22 日　PS マガジン　Vol.383、6 月 22 日号＞
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2021fy/vol383_210622.html
1.扇風機の事故
【事例 1】
扇風機を使用中、本体から発火し、扇風機及び周辺を焼損する火災が発生した。
→約 46 年の長期使用により、モーターの絶縁性能が低下し、ショートが生じて出火に至ったものと考えられる。
【事例 2】
扇風機を使用中、電源コードから発火し、扇風機及び周辺を焼損する火災が発生した。
→扇風機の電源コードが壁とテーブル間に挟み込まれていたため、圧迫されてコードが断線状態となり、ショートして出火に至ったものと考えられる。なお、取扱説明書には、「重いものを電源コードの上に乗せたり、挟み込んだりすると電源コードが破損し、火災及び感電の原因になる。」旨、記載されている。
～～～

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/kaden/01160202.html

(4)扇風機「4.就寝中に発火」

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/kaden/01210302.html

(5)扇風機「5.内部配線の劣化により発火」

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/kaden/2017052501.html

(注意喚起ミニポスター)

(1)扇風機「古い扇風機の火災事故」

https://www.nite.go.jp/data/000004271.pdf

(2)扇風機「古い扇風機から出火」

https://www.nite.go.jp/data/000004293.pdf

(3)扇風機「古い扇風機の首振り部分から出火」

https://www.nite.go.jp/data/000085387.pdf

■その他の事故事例は、「事故情報の検索」で「扇風機」等をキーワードに検索していただけます。

https://www.nite.go.jp/jiko/jiko-db/accident/search/

********** 以上 **********